

北空知地域医療介護連携支援センター

ホームページ掲載用 社会資源・インフォーマルサービス情報

事業 サービス名称	成年後見制度利用支援事業
事業 サービス内容	高齢者または障がい者が、判断能力が不十分であるために、自ら福祉サービスの利用や財産の管理ができないなどで、本人の保護のために必要と認める場合に、市長が後見等開始の審判を家庭裁判所に申し立てることができる制度です。
対象者 要件 負担金 手続き方法 等	<p>対象者：下記のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスまたは障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者 ・後見等開始の審判を申し立てる配偶者及び4親等以内の親族がいない方 ・その他、市長が特に本人の保護のために必要と認める方 <p>負担額、手続・申請：担当窓口までご相談ください。</p>
その他	
問合せ 申込み先	<p>市民福祉部 高齢者支援課 相談サービス係</p> <p>電話：0164-26-2606 ファクシミリ：0164-23-0800</p> <p>メールアドレス：kourei@city.fukagawa.lg.jp</p>
情報掲載ウェブ ページ URL	https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/kourei/ik75k40000007hrw.html